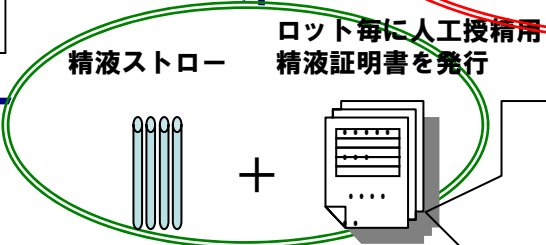
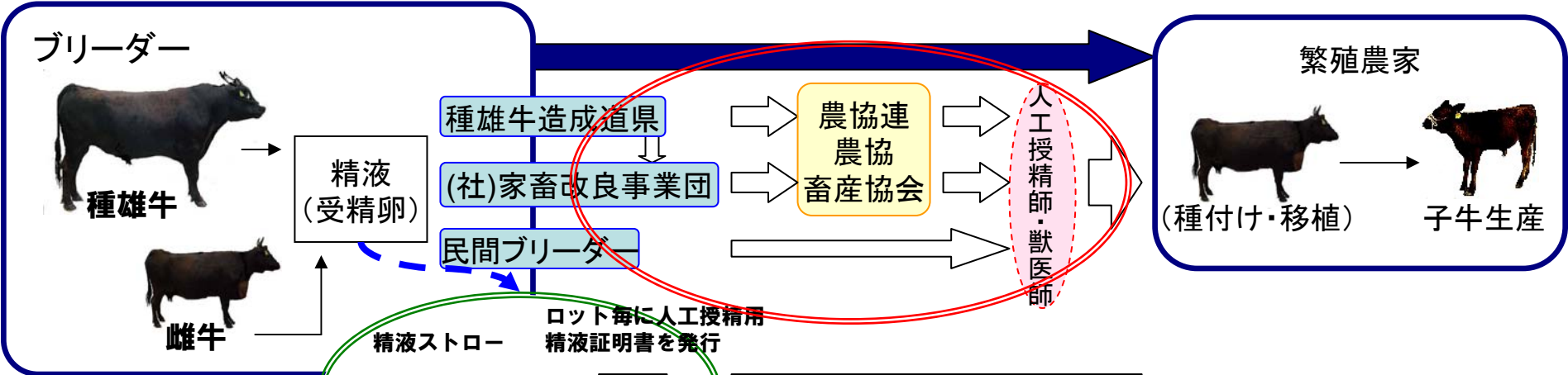


和牛精液の流通管理の徹底について

精液の流通管理の現状と課題

- ① 精液の流通には、多くの機関や個人が介在。
- ② 液体窒素内の精液ストローと精液証明書が一体的に移動しないことへの懸念。
- ③ 譲渡の際、精液証明書様式にある「譲渡・経由の確認」欄の記入が不徹底。



(精液証明書の裏面)

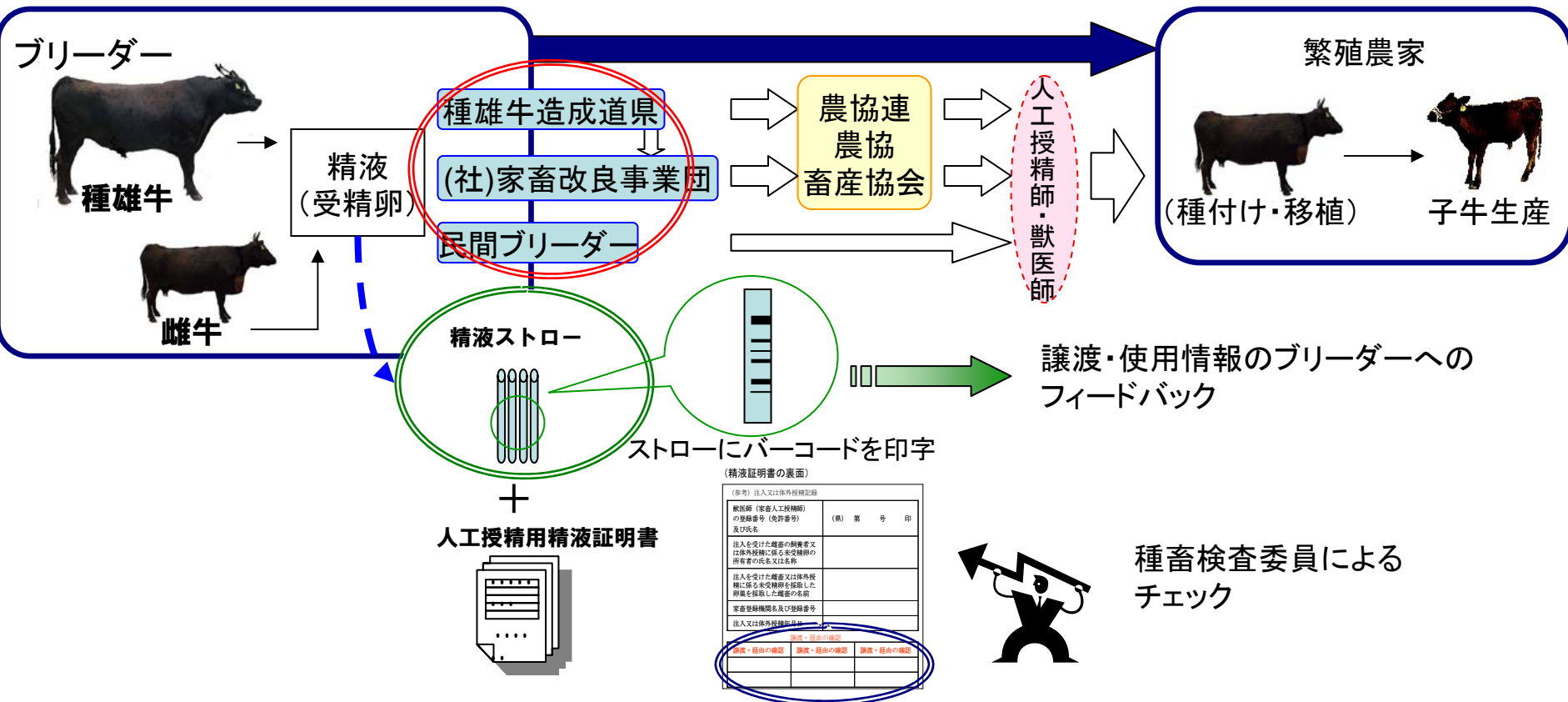
(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師 (家畜人工授精師) の登録番号 (免許番号) 及び氏名	(県) 第 号 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	
譲渡・経由の確認	
譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認
譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認

A blue circle highlights the '譲渡・経由の確認' (Transfer/Route Confirmation) section of the certificate, indicating that this information is often not filled out properly.

積極的な精液の流通管理の徹底のイメージ

- ① 精液の流通には、多くの機関や個人が介在。
→ ブリーダー（精液の生産者）が協議し自主的に精液の管理を厳格化するような体制（例えば、精液ストローを譲渡する際、海外に流出させない旨を売買契約の中に盛り込む等）を構築できないか。
- ② 液体窒素内の精液ストローと精液証明書が一体的に移動しないことへの懸念。
→ 精液ストロー等にバーコードを印字し、流通管理をすることはできないか。
- ③ 譲渡の際、精液証明書様式にある「譲渡・経由の確認」欄の記入が不徹底。
→ 種畜検査委員の立入検査によって、譲渡履歴管理の徹底を図ることはできないか。



(参考) 和牛精液の流通の現状

〔精液の供給〕

- 精液の採取・処理は、獣医師又は人工授精師でなければ行えない。
- 家畜人工授精所等でなければ、精液の生産を行うことはできない。
- 家畜人工授精所の開設には、都道府県知事の許可が必要。
- 和牛(黒毛和種)の精液を供給しているのは、
 - ①種雄牛造成道県(20カ所)
 - ②(社)家畜改良事業団等(16カ所)
 - ③民間ブリーダー(96カ所)
 で、配布本数は概ね1/3ずつ。

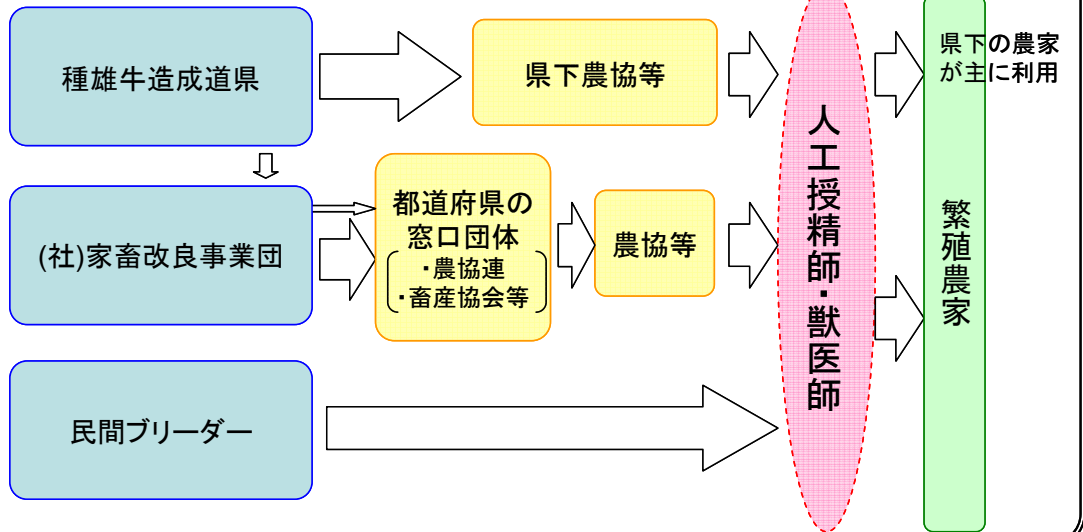
〔精液の流通〕

- 和牛(黒毛和種)の精液の流通には、
 - ・農協連・農協
 - ・(社)畜産協会
 - ・人工授精師
 - ・獣医師
 等のルートが存在。
- 人工授精用精液証明書の添付されていない精液の譲渡等は禁止。

〔人工授精の実施〕

- 人工授精を行えるのは、
- ・人工授精師
 - ・獣医師

〔精液及び精液証明書の主要な流通経路〕



(人工授精用精液証明書の裏面)

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 号 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名称	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外授精年月日	

譲渡・経由の確認

譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認